

ポリウレタン2層低圧絶縁シートについて

ポリウレタン2層低圧絶縁シートの使用電圧は、DC 750V・AC 300V以下での使用をお願いしております。

DC 750V、AC 300V以下で使用する絶縁シート（防護具）には、その規定がございません。（下記参照）よって、労働安全衛生法上での低圧防護具から除外される、使用電圧 DC 750V、AC 300V 以下に自主規制を致しました。

耐電圧試験においても、0.2mm厚で1000V/分・3000V/分をクリアしており、販売している製品は倍の0.4mm厚としております。

自由にカット出来る等のお客様の要望に応える製品を作るには、自主規制が必要となる事をご理解頂ければ幸いです。

■労働安全衛生法より抜粋

（絶縁用保護具等）

第三百四十八条 事業者は、次の各号に掲げる絶縁用保護具等については、それぞれの使用の目的に適應する種別、材質及び寸法のものを使用しなければならない。

- 一 第三百四十一条から第三百四十三条までの絶縁用保護具
- 二 第三百四十一条及び第三百四十二条の絶縁用防具
- 三 第三百四十一条及び第三百四十三条から第三百四十五条までの活線作業用装置
- 四 第三百四十一条、第三百四十三条及び第三百四十四条の活線作業用器具
- 五 第三百四十六条及び第三百四十七条の絶縁用保護具及び活線作業用器具並びに第三百四十七条の絶縁用防具

2 事業者は、前項第五号に掲げる絶縁用保護具、活線作業用器具及び絶縁用防具で、直流で七百五十ボルト以下又は交流で三百ボルト以下の充電電路に対して用いられるものにあつては、当該充電電路の電圧に応じた絶縁効力を有するものを使用しなければならない。

■（社）産業安全技術協会より抜粋

交流 300V 以下及び直流 750V 以下の電路に対しては、一般に、交流 600V 以下の電路に使用できる種別のもの（型式検定合格品）で対応できるが、規則的には安衛則の第 348 条第 2 項により、**当該電路の電圧に応じた絶縁効力を有するものを使用すればよいとされており、検定対象品目から除外されいる。**特に、電気用手袋については、ペンチやドライバ等を握るなど、指先の作業が要求されるため、100 V、200 V 専用の電気用手袋が製造されている。この種の手袋は、一般に、各電力会社や電気工事会社の仕様に従って製作されている場合が多いが、ホームセンター等で個人的に購入して使用する際には、耐電圧性能があることを何らかの方法で確認する必要がある。

フィスコインターナショナル株式会社

TEL : 045-324-0646